

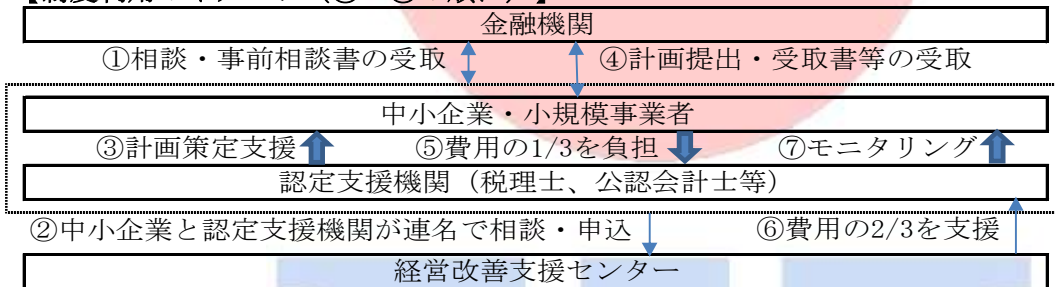
早期経営改善計画

Q：中小企業の経営を改善する早期経営改善計画の策定支援制度があると聞きましたが、どのような内容ですか。

A：支援費用を 2/3 補助（上限 20 万円）

1.支援制度の概要：資金繰り管理や採算管理等の基本的な経営改善計画を作成し、早期の経営改善に取り組む中小企業を支援する制度です。中小企業が認定支援機関（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等）の支援を受けて早期経営改善計画書を策定し、計画策定から 1 年間フォローアップを受ける場合は、認定支援機関に対する支払費用の 2/3（モニタリング費用を含めて上限 20 万円）を補助する制度です。

【制度利用のイメージ（①～⑦の順に）】



2.早期経営改善計画とは

(1)内容：①ビジネスモデル俯瞰図、②資金実績・計画表、③損益計画、④アクションプラン等で構成されます。(2)経営改善計画との違い：金融機関からの返済条件緩和等の金融支援策は必要ありません。(3)早期経営改善計画策定の期待効果：①自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析、②資金繰りの把握、③事業の将来像を金融機関と共有等の成果が見込まれます。

	早期経営改善計画	経営改善計画
金融支援	目的外	目的
特徴	早期から自己の経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図等の基本的な計画	金融調整を伴う本格的な経営改善計画

3.ローカルベンチマークとの併用：ローカルベンチマークは、会社の経営状態を把握、いわゆる会社の健康診断を行うツールです。ローカルベンチマークとの併用により、より効果が高まります。

6つの指標による分析	①売上高増加率(売上持続性)	④EBITDA有利子負債倍率(健全性)
	②営業利益率(収益性)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)
	③労働生産性(生産性)	⑥自己資本比率(安全性)
4つの視点による把握	①経営者への着目	③関係者への着目
	②事業への着目	④内部管理体制への着目

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額(残額を損金算入)
①50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間 ※1	当期支払保険料×40%
②70%超85%以下		当期支払保険料×60%
③85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日※2	当期支払保険料×最高解約返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)

※1資産計上分の取崩し：保険期間の7.5割期間経過後から保険期間終了の日までの期間。

※2資産計上分の取崩し：最高解約返戻率となる期間経過後から保険期間終了の日までの期間。

令和1年7月
税理士法人石井会計